

令和元年 11 月 14 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
母子保健担当理事 今井 一登

妊娠健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 高井昌彦

妊娠健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記について、日本医師会常任理事より別添のとおり通知がありました。

本件は、平成 30 年 4 月現在の各自治体における「妊婦健康診査」の公費負担の状況について調査結果がまとめられ、各市区町村間で公費負担額や公費負担の対象となる検査項目等の取組状況に差が生じていることから、都道府県に対して妊婦健康診査にかかる公費負担の一層の充実が図られるよう周知するものです。

妊婦健康診査に係る公費負担については、平成 25 年度より、安心・安全な出産のために必要とされる受診回数(14 回程度)に係る検査費用について、地方財政措置が講じられています。また、平成 27 年 4 月より、妊婦健康診査を子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置付け、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」において、その実施時期、回数及び内容等を定めているところであります。

本県では、「受診券方式」ではなく「補助券方式」となっており、補助券方式は、補助額が記載された券を、妊婦が医療機関に持参して健診を受けるもので、毎回の検査項目は医療機関の判断によるもので、公費負担額(補助額)の平均は 71,417 円となっており、全国の都道府県と比べ少ない現状があります。

本会としても、行政に対して妊婦健康診査にかかる公費負担の一層の充実が図られるよう要望を提出してまいりたいと考えております。

お問い合わせ先

地域保健課 担当：佐々木

横浜市中区富士見町 3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail y-sasaki@kanagawa.med.or.jp

(別添)

○妊婦健康診査の公費負担の状況について(平成30年4月1日現在)

1. 公費負担回数

全市区町村(1,741市区町村)で14回以上助成

[平成28年4月時点 全市区町村(1,741市区町村)で14回以上助成]

2. 妊婦1人当たりの公費負担額の状況(詳細は別紙のとおり)

全国平均 105,734円

(注)公費負担額が明示されていない68市区町村を除く1,673市区町村について集計。

[平成28年4月時点 102,097円(1,712市区町村)]

<市区町村数>

①120,000円~	286(16.4%)
②110,000円~119,999円	317(18.2%)
③100,000円~109,999円	459(26.4%)
④90,000円~99,999円	475(27.3%)
⑤80,000円~89,999円	103(5.9%)
⑥ ~ 79,999円	33(1.9%)
⑦公費負担額が明示されていない(無制限、上限なし)	68(3.9%)

3. 妊婦の居住地以外の病院、診療所、助産所で妊婦健診を受診した場合の公費負担について

<市区町村数>

[公費負担あり]	1,741(100.0%)
①受診した施設と契約	28(1.6%)
②償還払いで対応	84(4.8%)
③受診した施設と契約及び償還払いを併用して対応	1,624(93.3%)
④その他の方法で対応	24(1.4%)
※④については、①~③と重複あり	
[公費負担なし]	0(0.0%)

4. 助産所における公費負担の有無について

<市区町村数>

[公費負担あり]	1,736(99.7%)
[公費負担なし]	5(0.3%)

※助産所での妊婦健診の実績が無い場合の市区町村を含む

5. 妊婦に対する受診券の交付方法について（詳細は別紙のとおり）

＜市区町村数＞

[受診券方式]	1,476 (84.8%)
[補助券方式等]	265 (15.2%)

※受診券方式とは、毎回の検査項目が示されている券を、妊婦が医療機関に持参して健診を受けるもの

※補助券方式とは、補助額が記載された券を、妊婦が医療機関に持参して健診を受けるもので、毎回の検査項目は医療機関の判断によるもの

6. 受診券方式で公費負担している1,476市区町村のうち、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」において行うものとしている検査項目に係る公費負担の状況（詳細は別紙のとおり）

＜市区町村数＞

検査項目（推奨レベル（※1）A・B・記載なし（※2））を全て実施	1,122 (76.0%)
検査項目（推奨レベルA・B）を全て実施	1,351 (91.5%)
検査項目（推奨レベルA）を全て実施	1,476 (100.0%)

[平成28年4月時点]

※2017年に産婦人科診療ガイドラインが改訂されたため、前回調査と検査項目の推奨レベルが異なる

受診券方式で公費負担している1,449市区町村のうち、

検査項目（推奨レベルA・B・C・記載なし）を全て実施	1,088 (75.1%)
検査項目（推奨レベルA・B・C）を全て実施	1,322 (91.2%)
検査項目（推奨レベルA・B）を全て実施	1,449 (100.0%)
検査項目（推奨レベルA）を全て実施	1,449 (100.0%)

※1「推奨レベル」とは、「産婦人科診療ガイドライン—産科編2017」（編集・監修：日本産科婦人科学会/日本産婦人科医会）における推奨レベルをいう

A：（実施すること等が）強く勧められる

B：（実施すること等が）勧められる

C：（実施すること等が）考慮される（考慮の対象となるが、必ずしも実施が勧められているわけではない）

※2「記載なし」とは、推奨されているが検査内容や回数が複数にわたるため、当該検査項目全体の推奨レベルが記載されていないもの。血糖検査、血算検査や超音波検査が該当する。

【検査項目別の市区町村における公費負担の実施状況】

検査項目	推奨レベル	市区町村数
○①～⑨の血液検査を全て実施	—	1, 360 (92. 1%)
①血液型等の検査	A	1, 476 (100. 0%)
②B型肝炎抗原検査	A	1, 476 (100. 0%)
③C型肝炎抗体検査	A	1, 476 (100. 0%)
④H I V抗体検査	A	1, 476 (100. 0%)
⑤梅毒血清反応検査	A	1, 476 (100. 0%)
⑥風疹ウイルス抗体検査	A	1, 476 (100. 0%)
⑦血糖検査 (2回)	記載なし (※1)	1, 410 (95. 5%)
時 妊娠初期 (1回)	—	1, 433 (97. 1%)
期 妊娠24～35週 (1回)	—	1, 340 (90. 8%)
時期を定めていない	—	76 (5. 1%)
⑧血算検査 (3回)	記載なし (※2)	1, 388 (94. 0%)
時 妊娠初期 (1回)	—	1, 437 (97. 4%)
期 妊娠24～35週 (1回)	—	1, 401 (94. 9%)
妊娠36週～出産 (1回)	—	1, 342 (90. 9%)
時期を定めていない	—	62 (4. 2%)
⑨H T L V-1抗体検査	A	1, 476 (100. 0%)
⑩子宮頸がん検診	B	1, 351 (91. 5%)
⑪超音波検査 (4回)	記載なし (※3)	1, 242 (84. 1%)
時 妊娠初期～23週 (2回)	—	1, 203 (81. 5%)
期 妊娠24週～35週 (1回)	—	1, 280 (86. 7%)
妊娠36週～出産 (1回)	—	1, 217 (82. 5%)
時期を定めていない	—	238 (16. 1%)
⑫性器クラミジア検査	B	1, 476 (100. 0%)
⑬B群溶血性レンサ球菌検査	B	1, 476 (100. 0%)

(参考) 国が定める検査項目以外の検査項目

(例えばノンストレステスト等)を実施

752 (50. 9%)

【「産婦人科診療ガイドライン—産科編2017」における推奨レベル】

※1 血糖・・・随時血糖：妊娠初期、24～28週* (推奨レベルB)

50gGCT：24～28週* (*いずれか一方で可) (推奨レベルB)

※2 血算 妊娠初期 (推奨レベルA)、30週 (推奨レベル記載なし)、
37週 (推奨レベル記載なし)

※3 超音波検査 妊娠確認・予定日決定: CRL: 14~41mmの時期 (推奨レベルB)

子宮頸管長: 18~24週頃 (推奨レベルC)

胎児発育: 20, 37週頃 (推奨レベル記載なし)、30週頃までに (推奨レベルB)、

胎盤位置・羊水量: 20週頃 (推奨レベル記載なし)、31週末まで (推奨レベル
C)

胎位: 20週頃 (推奨レベル記載なし)、30週頃 (推奨レベル記載なし)、

37週頃 (推奨レベル記載なし)

妊婦健康診査の公費負担の状況について（平成30年4月1日現在）

都道府県名	市区町村数	妊婦券方式の自治体数	A実施	A已実施	全て実施	公費負担額(円)(平均)
北海道	18	19	19	19	100.0%	106,268(注)
東京都	26	26	26	26	100.0%	91,320
大阪府	43	16	16	15	93.8%	116,388
兵庫県	41	5	5	5	100.0%	94,746(注)
奈良県	38	1	1	1	100.0%	88,574(注)
和歌山県	30	30	30	30	100.0%	92,190
鳥取県	19	19	19	10	0.0%	102,730
島根県	19	19	19	19	100.0%	108,944(注)
岡山県	27	27	27	27	100.0%	119,885
広島県	23	6	6	6	100.0%	102,476(注)
山口県	19	19	19	19	100.0%	117,075(注)
徳島県	24	24	24	0	0.0%	125,020
香川県	17	17	17	17	100.0%	114,660
愛媛県	20	0	0	0	-	90,910
高知県	34	34	34	34	100.0%	110,980
福岡県	60	60	60	1	0.0%	103,813
佐賀県	20	20	20	0	0.0%	101,440
長崎県	21	21	21	1	4.8%	100,257
熊本県	45	45	45	45	100.0%	102,293
大分県	18	18	18	18	0.0%	95,061
宮崎県	26	26	26	26	100.0%	97,602(注)
鹿児島県	43	43	43	43	100.0%	102,955(注)
沖縄県	61	41	41	41	100.0%	98,215
合計	1,741	1,476	1,476	1,351	76.0%	105,734(注)

都道府県名	市区町村数	妊婦券方式の自治体数	推奨レベルA実施	推奨レベルA已実施	全て実施	公費負担額(円)(平均)
北海道	178	160	160	160	99.4%	99,928(注)
青森県	40	31	31	29	93.8%	117,628(注)
岩手県	33	33	33	33	100.0%	113,118(注)
宮城県	35	34	34	34	100.0%	110,019
秋田県	25	25	25	0	0.0%	120,709(注)
山形県	35	30	30	30	100.0%	102,400
福島県	59	59	59	3	5.1%	129,978(注)
茨城県	44	44	44	1	2.3%	98,075(注)
栃木県	25	0	0	0	-	95,090
群馬県	35	35	35	35	100.0%	98,730
埼玉県	63	63	63	63	100.0%	101,010
千葉県	64	51	51	48	94.1%	101,573
東京都	62	62	62	2	3.2%	86,742
神奈川県	33	0	0	0	-	71,417
新潟県	30	30	30	30	100.0%	118,585(注)
富山県	15	15	15	15	100.0%	103,880
石川県	19	19	19	19	100.0%	137,813(注)
福井県	17	12	12	12	100.0%	104,936
山梨県	27	0	0	0	-	86,580
長野県	77	77	77	76	98.7%	127,026(注)
岐阜県	42	42	42	42	100.0%	129,146
静岡県	35	35	35	35	100.0%	98,808
愛知県	54	54	54	53	98.1%	109,276
三重県	29	29	29	29	100.0%	110,400

※「推奨レベル」の推奨レベル別公費負担実施自治体数については、妊婦券方式の自治体のうち、実施している市区町村としている。

※公費負担額の平均は、都道府県内全市町村を対象に算出している。

(注) 公費負担額が明示されていない市区町村は除く

(参考)

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準
(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)

第1 妊婦健康診査の実施時期及び回数等

- 1 市町村は、次のイからハまでに掲げる妊娠週数の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる頻度で妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）を行い、妊婦一人につき、出産までに14回程度行うものとする。
 - イ 妊娠初期から妊娠23週まで おおむね4週間に1回
 - ロ 妊娠24週から妊娠35週まで おおむね2週間に1回
 - ハ 妊娠36週から出産まで おおむね1週間に1回
- 2 市町村は、妊婦一人につき14回程度の妊婦健康診査の実施に要する費用を負担するものとする。

第2 妊婦健康診査の内容等

- 1 市町村は、各回の妊婦健康診査においては、次に掲げる事項について実施するものとする。
 - イ 問診、診察等 妊娠週数に応じた問診、診察等により、健康状態を把握するものとする。
 - ロ 検査 子宮長さ、腹圍、血圧、浮腫、尿（糖及び蛋白）、体重等の検査を行うものとする。なお、初回の妊婦健康診査においては、身長を検査を行うものとする。
 - ハ 保健指導 妊娠中の食事や生活上の注意事項等について具体的な指導を行うとともに、妊婦の精神的な健康の保持に留意し、妊娠、出産及び育児に対する不安や悩みの解消が図られるようにするものとする。
- 2 市町村は、1に掲げるもののほか、必要に応じた医学的検査を妊娠期間中の適切な時期に実施するものとする。医学的検査については、次の表の左欄に掲げる検査の項目の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる妊娠週数及び回数を目安として行うものとする。

検査の項目	妊娠週数及び回数
血液型等の検査（ABO血液型、Rh血液型及び不規則抗体に係るもの）	妊娠初期に1回
B型肝炎抗原検査	
C型肝炎抗体検査	
HIV抗体検査	
梅毒血清反応検査	
風疹ウイルス抗体検査	
血糖検査	妊娠初期に1回及び妊娠24週から妊娠35週までの間に1回
血算検査	妊娠初期に1回、妊娠24週から妊娠35週までの間に1回及び妊娠36週から出産までの間に1回
HTLV-1抗体検査	妊娠初期から妊娠30週までの間に1回
子宮頸がん検診（細胞診）	妊娠初期に1回
超音波検査	妊娠初期から妊娠23週までの間に2回、妊娠24週から妊娠35週までの間に1回及び妊娠36週から出産までの間に1回
性器クラミジア検査	妊娠初期から妊娠30週までの間に1回
B群溶血性レンサ球菌（GBS）検査	妊娠33週から妊娠37週までの間に1回

第3 市町村の責務

- 1 市町村は、妊婦健康診査の受診の重要性について、妊婦等に対する周知・広報に努めるものとする。
- 2 市町村は、妊婦等において妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦の居住地以外の病院、診療所又は助産所と事前に契約を行う等の配慮をするよう努めるものとする。
- 3 市町村は、妊婦健康診査を実施する医療機関等と連携体制を構築し、養育支援を必要とする妊婦に対し、適切な支援を提供するよう努めるものとする。